



(写)

19消安第14021号
平成20年2月27日

特定非営利活動法人
兵庫県有機農業研究会理事長 殿

農林水産省消費・安全局
表示・規格課長

有機JAS規格における「NEW碧露」、「緑豊」及び「凱亜」の使用禁止と当該資材を使用していた認定事業者に対する措置について

今般、乳剤タイプの「NEW碧露（商品名。以下同じ。）」、「緑豊（商品名。以下同じ。）」、「凱亜（商品名。以下同じ。）」に有機JAS規格の使用禁止資材であるロテノンが含まれていることが明らかとなった（別添「無登録農薬と判断された資材等への対応について」（平成20年2月27日付け19消安第13708号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知参照））。

このため、貴法人が有機JAS規格に係る認定をしている事業者について、乳剤タイプの「NEW碧露」、「緑豊」及び「凱亜」の使用状況を調査し、使用していることが判明した認定事業者に対しては、ただちに下記の措置をとるよう請求されたい。

また、使用実態については、3月7日（金）までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あて報告されたい。

記

- 1 乳剤タイプの「NEW碧露」、「緑豊」及び「凱亜」を使用して生産された農産物がある場合には、当該農産物の出荷を停止し、有機JASマークを抹消すること。また、当該農産物の販売先に対して、当該農産物が有機JAS規格に適合しなくなつたことを通知すること。
- 2 乳剤タイプの「NEW碧露」、「緑豊」及び「凱亜」が使用された場から収穫された農産物に対する有機JASマークの貼付を停止（最後に当該資材の使用が確認された日から1年間）すること。